

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①洪水

水害は、昭和34年9月の伊勢湾台風時のように牧田川堤が決壊した場合は、決壊付近の家屋の流出・人命災害のほか、浸水も池辺・笠郷・上多度（三郷地区）・広幡地区の全域が床上浸水又は床下浸水し、しかもそのたん水は20余日程度の長期が予想される。いずれも台風又は豪雨に起因する湛水、溢水、破堤等の水害である。

当町ハザードマップによると、牧田川氾濫時には北東部において5.0m～10.0mの浸水が予想されており、南部においては3.0m～5.0mの浸水が予想されており、その他の地域でも0.5m～3.0mの浸水被害が想定される。一方、揖斐川氾濫時には中南部全域で5.0m～10.0mの浸水が予想されている。

※出典：養老町地域防災計画およびハザードマップ

②土砂災害

古くから砂防事業に着手しており、歴史的砂防施設が数多く存在することからも明らかなように、山地の崩壊、土石流等による災害が予想される。当町のハザードマップによると、養老山及び象鼻山周辺に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、土石流とがけ崩れの被害が予想される。国土交通省ハザードマップポータルサイトによると、図②-1の通り急傾斜地の崩壊は養老公園周辺で特別警戒区域に指定されている。図②-2の通り土石流は養老山脈沿いを走る県道56号線の多くで警戒区域に指定されている。下図はどちらも赤色に塗りつぶされた箇所が特別警戒区域を、黄色に塗りつぶされた箇所が警戒区域を示している。



図②-1：急傾斜地の崩壊の想定地図



図②-2：土石流の想定地図

※出典：養老町地域防災計画、国土交通省ハザードマップポータルサイト

③地震

当町の地域防災計画によると、南海トラフ巨大地震発生時には最大震度6弱、養老-桑名-四日市断層帯地震発生時には最大震度7が予想されている。また、当町東部の平坦部全域は軟弱地盤のため、特に強い揺れとそれによる液状化が懸念される。被害想定の詳細は以下の通りである。

		南海トラフ巨大地震	養老—桑名— 四日市断層地帯
最大震度		6弱	7
液状化危険度(PL>15の町域面積比率)		65%	64%
建物被害 (棟)	全壊	987	5,300
	半壊	2,412	4,679

※出典：養老町地域防災計画

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、養老町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

当町の新型インフルエンザ等対策行動計画によると、新型インフルエンザが当町内で流行した場合、約8千人（当町人口の25%）が罹患し、中程度・重度の入院患者は630人、死亡者数は200人と想定されている。さらに、各事業所従業員の欠勤率は最大40%程度と想定され、事業運営に支障をきたすことが予想される。

※出典：養老町新型インフルエンザ等対策行動計画

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 992事業者
- ・小規模事業者数 760事業者

<内訳>

業 種		商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
商 工 業 者	建設業	155	151	町内に分散して立地している
	製造業	181	136	町内に分散して立地している
	卸売業・小売業	310	220	商店街のある高田地区に多い
	宿泊業・飲食業	102	73	養老山の中腹に多い
	サービス業・その他	244	180	町内に分散して立地している
	合計	992	760	

（３）これまでの取組み

①養老町の取組み

- ・養老町防災計画の策定（平成31年2月21日改定、令和3年度改定予定）
- ・防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和元年8月に実施）
- ・防災備品の備蓄（養老町役場、防災備蓄倉庫、水防倉庫等にて分散して備蓄）

非常食	16,270 食
非常食(主食・副食)	2,730 食
保存水	4,872 L
飲料水容器	5,100 枚(個)
毛布	1,454 枚
トイレ	71 基
テント	65 張
救急医療セット	10 セット
発電機	21 台
ライト	44 台
担架	20 本
ベッド	50 個
リヤカー	10 台
防水シート	685 枚
スコップ	655 本
パール	10 本
ノコギリ	12 本
ジャッキ	10 本
ボート	1 艇
ロープ	115 本
土嚢袋	31,900 袋
大型テント	3 張
ストーブ	9 台
炊飯設備	4 セット
防災無線	15 台
衛星携帯電話	3 台
避難所用衝立	476 枚

②養老町商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する研修会に参加（令和元年12月16日）
- ・事業者BCPの普及と防災域の啓発（商工会窓口チラシを常設）
- ・防災備品の整備（救急用具、懐中電灯など）

Ⅱ 課題

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

小規模事業者の多くは、限られた人員体制で日々の経営活動を行い、経営課題の解決に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型コロナウイルスなどへの事前対策が遅れがちになり、事業者BCPへの関心が低く取組み意欲も希薄である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続に向けた事業者BCPを策定していく必要がある。さらに、当町は山間部と平野部を有しており、事業者は町内全域に広く分布している。そのため、養老町地域防災計画やハザードマップで想定される自然災害が大きく異なっている。また、各事業者によって有する経営資源も大きく異なるため、個社の実情に合わせたハンズオンによる事業者BCPの策定支援を実施する必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

当会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、自然災害・感染症の発生に対応する事業継続支援のための知識や経験を有していない。したがって、小規模事業者へ効果的な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

当会 BCP は策定準備中であり、現時点においては自然災害・感染症発生時の運用が不安視される。また、当会においては当町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。有事において商工会活動重要業務の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害・感染症等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者 BCP の策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・感染症等のリスクを周知し事前対策の必要性を周知するとともに、事業所立地や経営状況など個社の実情に則した事業者 BCP の策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年 24 件
- ・事業者 BCP 策定支援事業者数：年 4 事業者
- ・事業者 BCP 策定事業者数：年 2 事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当町と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

養老町商工会と養老町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、一定量の災害備蓄品の確保に関する情報を商工会会報誌に掲載し紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを同封して普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者 BCP 作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者 BCP の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年中の事業継続計画策定に向けて準備しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・輪之内町、安八町、海津市の各商工会と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、養老町役場企業誘致・商工観光課担当者と養老町商工会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、年1回、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後 1 時間以内に、安否確認リストを基に SNS 等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会自身の感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当町は下表を目安として、発生災害の種類・災害の被害状況に応じて、随時情報共有する。

連絡の時期	連絡回数	連絡時間
発災後～3 日目	1 日に 4 回	9 時、11 時、14 時、16 時
3 日目～2 週間	1 日に 2 回	9 時、14 時
2 週間～1 か月	1 日に 1 回	9 時
1 か月以降	2 日に 1 回	9 時（隔日）

＜被害規模の目安は以下を想定＞

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・窓口

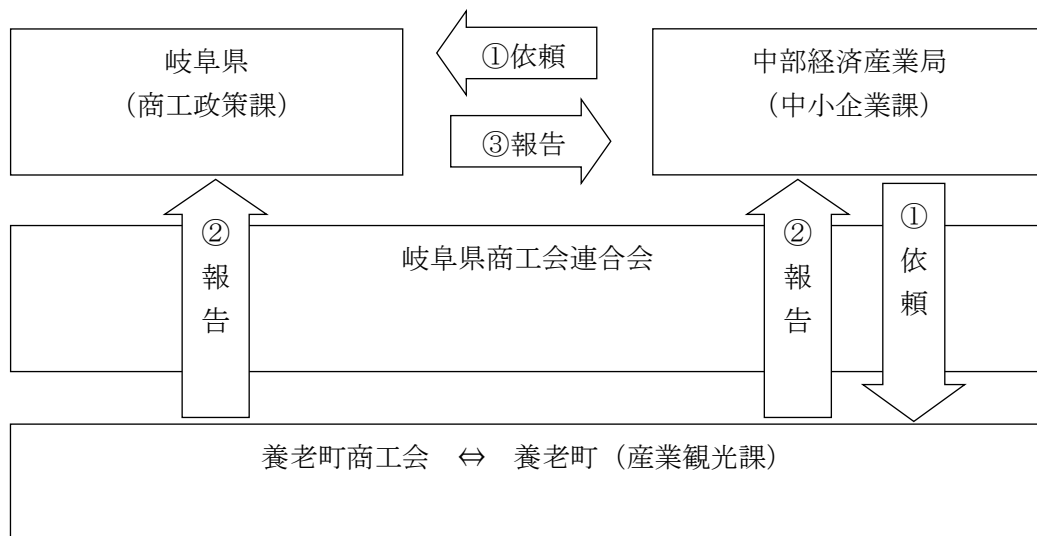
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
養老町	産業観光課長	産業観光課係長
養老町商工会	事務局長	法定経営指導員

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

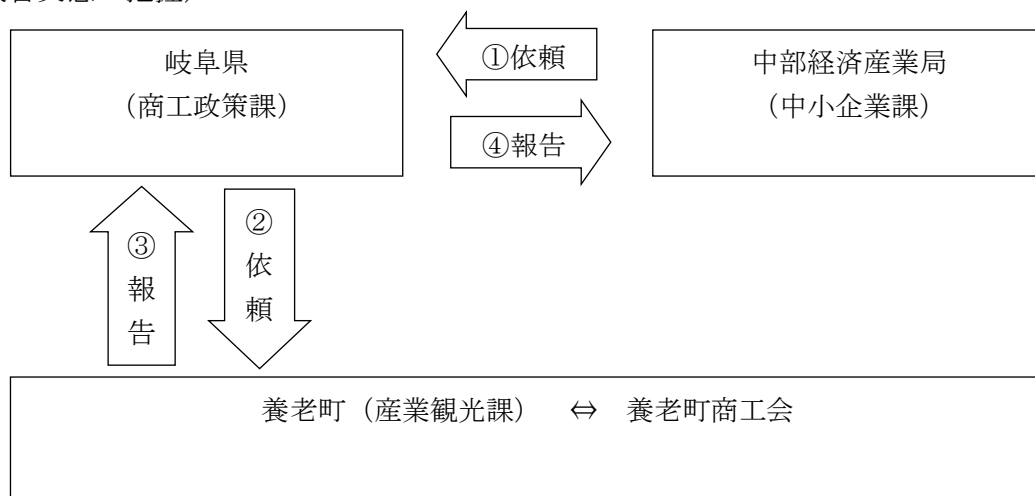
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会又は当町より県商工政策課へ報告する。

＜被害情報の流れ＞

(初動対応)



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、養老町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

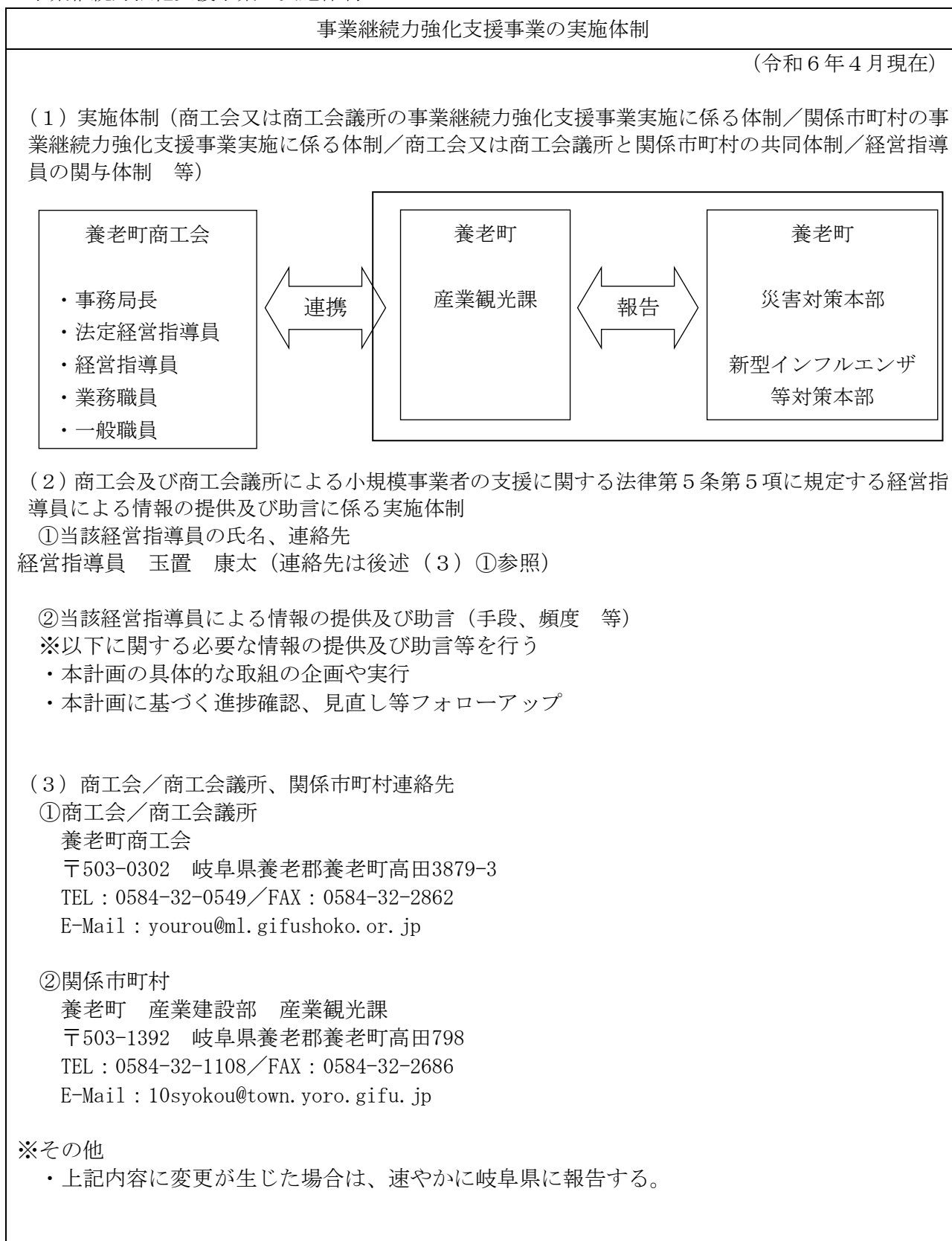
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等